

平成 29 年 7 月 10 日改訂

平成 30 年 7 月 25 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂

中小企業経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る
生産性向上要件証明書発行事務作業上のご協力をお願い

中小企業経営強化税制並びに**生産性向上特別措置法**で取得された工業会登録番号：西暦 2
桁-●●●●●●は、西暦 2 桁を変えそのままご利用ください。

様式 2：審査用チェックシートの申請区分：2 回目以降は工業会登録番号ご記入し申請し
てください。※様式 2 は申請区分に係わらず必ず提出してください。

※日医工での中小企業経営強化法の経営力向上設備等税制証明書発行は、**2017 年（平成
29 年）7 月 10 日から 2019 年（平成 31 年）**まで実施しておりました。

また、中小企業経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る**生産性向上要件証
明書発行は、2018 年 7 月 25 日から 2021 年 3 月 31 日まで**でしたが、**2023 年 3 月 31
日まで延長**されております。申請区分は上記同様に **22-●●●●●●**の登録番号をご利用
ください。

なお、設置品が **2022 年度**で販売開始から **6 年**を超えるものは、登録番号が付与出来ず、
申請書として受付出来ませんのでご了承ください。

1. 添付資料

- ・添付資料は、角 2（A4 サイズ）封筒に 1 製品 1 封筒でお願いします。
- ・認定者にわかるように、指標等にアンダーライン・付箋等つけてください。
- ・添付資料は、比較指標・製品名・型式等の要所をおさえコンパクトにしてください。
- ・販売開始時期の記載がない申請が散見されますので以下の資料をご提出ください。
当該設備及び一代前モデルの販売開始時期の記載料（仕様書、カタログ、入ースリリー
ス等）を必ずご添付してください。
資料に販売開始時期のご記載がない場合は、販売開始時期証明書【書式自由】をご提出
ください。

2. 封筒について

初回」・登録申請は角 2（A4 サイズ）封筒に 1 申請 1 封筒でお願いします。
複数申請書をまとめてご送付することは可能ですが、必ず 1 申請 1 封筒に小分けしてご
申請ください。

3. 申請書類の差し替えは行っておりませんのでご注意ください。

(1) 差し替業務は煩雑になるため行っておりません。下記のとおり対応しております。

受付前に申請書、添付資料の虚偽記載、資料不足、期限切れ等の不備が見つかった場合は、着払いで申請書類1式をご返送します。不備の書類等を補完の上、再提出ください。(この場合、費用は発生いたしません。)

但し、非会員企業が受付前にお振込みいただいた発行手数料のご返金はいたしません。従いまして、この様なことにならない様にチェックリストで書類の不備が無いように、事前にご確認いただきご送付ください。

また、証明申請作成段階でご不明な点がございましたら証明書発行担当係までご相談ください。

(2) 発行済証明書の差し替え、再発行は行っておりません。

ユーザー様のご都合により記載内容変更等での証明書の再発行は行っておりません。改めて、新規ご申請ください。この場合、新たに費用が発生いたします。

以上